

学科教本訂正表

(平成24・4・1改訂版対応)

【「二種学科教本 統合版」にも対応しています。】

法改正に伴い、教本の該当箇所を訂正させていただきます。

P.22 ① 車は…を以下のように変更します。

① 車は…
矢印の方向に進むことができます。
(右向きの矢印の場合には、転回することもできます。*)
しかし、右向きの矢印の場合には、軽車両や二段階の右折方法により右折する原動機付自転車は進むことができません。

欄外に以下の内容を追加します。

※平成24年4月1日施行

P.34 ① 規制標識 に以下の標識を追加します。

33-2. 自転車一方通行



自転車は、矢印の示す方向の反対方向には通行できません。

(326の2-A・B)

P.22 ① 車は…を以下のように変更します。

① 車は…
矢印の方向に進むことができます。
(右向きの矢印の場合には、転回することもできます。*)
しかし、右向きの矢印の場合には、軽車両や二段階の右折方法により右折する原動機付自転車は進むことができません。

欄外に以下の内容を追加します。

※平成24年4月1日施行

P.34 ① 規制標識 に以下の標識を追加します。

33-2. 自転車一方通行



自転車は、矢印の示す方向の反対方向には通行できません。

(326の2-A・B)

P.68 「ちょっと注目」を以下のように変更します。

ちょっと注目
青色の右向きの矢印信号は…
二段階の右折方法によって右折する原動機付自転車は、青色の矢印信号に従って右折することはできません。

P.97 欄外の「*2」を以下のように変更します。

*2
聴覚に障がいのある運転者は…
運転するときに、幅の広いルームミラーなどを使用しなければなりません。

P.68 「ちょっと注目」を以下のように変更します。

ちょっと注目
青色の右向きの矢印信号は…
二段階の右折方法によって右折する原動機付自転車は、青色の矢印信号に従って右折することはできません。

P.97 欄外の「*2」を以下のように変更します。

*2
聴覚に障がいのある運転者は…
運転するときに、幅の広いルームミラーなどを使用しなければなりません。